

「知的財産推進計画 2019」

の策定に向けた提言

平成 31 年 2 月 15 日
知的財産人材育成推進協議会

I. はじめに

2018年6月12日に2025年～2030年を見据えた中長期の知的財産戦略の在り方を示す「知的財産戦略ビジョン」が策定された。本提言は、この「知的財産戦略ビジョン」が提示する方向性を視野に入れ、本協議会が昨年度行った「知的財産推進計画2018」への提言との一貫性を保ちつつ、状況の変化を考慮して「知的財産推進計画2019」に反映すべき個別の施策について提言するものである。

II. 要旨

「知的財産推進計画2019」については、これまでに実施してきた各施策の継続性を意識しつつ、地域知財の活性化に対応した人材育成、中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成・確保、「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進等の観点から、引き続き知財人材育成を推進すべきである。

III. 提言

「知的財産推進計画2019」については、これまでに実施してきた各施策の継続性を意識しつつ、引き続き人材育成に努めていくべきである。特に、Society5.0に向けた第四次産業革命の進展に対応して、各施策が育成すべき人材像と一致したものとなっているか等、不断の見直しをすべきである。

その上で、人材の育成にあたり横断的に検討すべき事項として、以下の人材育成を実施していくことが必要である。

(1) 地域知財の活性化に対応した人材育成

「知的財産推進計画2018」では、地域経済の担い手である中小企業による知的財産の積極的な活用を支援していくことは、地方創生の観点からも重要であり、中小企業自身や、中小企業支援に重要な役割を果たす地方の行政機関、金融機関等において知財及びその関連施策について十分に認識させ、知財の活用を促進することが必要であるとの認識が示されている。

今後このような目標の達成のための施策を継続するとともに、地域における弁護士、弁理士、中小企業診断士、知的財産管理技能士等の知的財産に係る人材の連携強化を推進していくべきである。

(2) 中小企業・スタートアップ等を対象とした、知的財産の理解増進活動

知的財産の活用があまり進んでいない中小企業・スタートアップ等に対して知財活用の成功事例に関するセミナーの開催やコンサルティングを実施するなど、知財に対する理解増進活動を推進すべきである。その際、既に経営戦略において知的財産を活用している中小企業・スタートアップ等の支援経験が豊富な人材を積極的に活用すべきである。

(3) 中小企業・スタートアップにおける知的財産を理解できる人材の育成・確保

中小企業・スタートアップ等の知財意識を高めるために、全ての中小企業・スタートアップ等で、知的財産を理解できる人材を少なくとも一人は育成・確保（外部人材の活用を含む）する取組を推進すべきである。

また、そのような取組を実施する中小企業・スタートアップ等にとって、インセンティブとなる制度の導入を検討すべきである。

(4) IP ランドスケープ業務を担う人材の育成

2017年に改訂された「知財人材スキル標準」において、知財人材が行う業務として、「IP ランドスケープ」、「知財ポートフォリオ・マネジメント」、「オープン&クローズ戦略」、「組織デザイン」の4業務が特定されたところであるが、これらの項目の中でも、「IP ランドスケープ」業務を担い得る人材が不足している。そこで、「IP ランドスケープ」業務に関する調査研究を行い、IP ランドスケープ業務を担い得る人材の育成方針を示すべきである。

(5) ファッション分野における知財人材の育成

いわゆるファッションローの教育に関する体系の整理、人材の育成が必要である。専門学校・大学・大学院等での教育において、知的財産権法を中心とするファッションローの教育を推進することにより、クールジャパン戦略、中小・ベンチャーの担い手となる若者を育成すべきである。

(6) 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進

「知的財産推進計画2018」でも指摘されているとおり、イノベーションの創出のためには、新しいものを創造する人材や、創造されたものを活用したり他の様々なものと組み合わせたりして、新しい価値を生み出す仕組みをデザインできる人材が必要である。

「知的財産推進計画2016」を踏まえて設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」においては知財教育の体系化が進められているところであるが、知的財産に関する国民一人ひとりの理解の更なる向上を図るため、啓発活動を推進していくべきである。初等・中等・高等教育といった、各教育の現場の状況に応じた、切れ目のない知財教育を推進するため、専門家を活用すると共に、教材等の作成をはじめ、教師への支援等も充実していくべきである。また、知的財産制度自体を教えることに加え、そのような制度を必要とする社会について深く考察させる教育も必要である。

(以上)